まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）

経過区域用

＜様式１＞

**【申請施設の情報】要請対象期間中、全ての期間にご協力いただいた施設**

※　**要請対象期間は、令和３年６月２１日（月）から７月１１日（日）**までとなります。遅くとも６月２３日（水）からご協力いただいたことが**、支援金の支給要件となります**。**協力開始が、６月２１日（月）よりも遅れた場合、ご協力いただいた日数に応じた支給金額となります**（例えば、６月２２日からご協力いただいた場合、支給金額は１日分減額されます）。なお、**６月２４日（木）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず支給できません。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組施設 | フリガナ |  | 業種業態 |  |
| 名称 |  |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| 従来の営業時間 | ：　　 　　～　 　　　：　　　　　  |
| 要請期間の取組内容及び協力開始日 | 要請期間（６月２１日（遅くとも６月２３日）～７月11日）の全てにおいて、□ 営業時間を５時から２１時までの間に短縮（休業を含む）しました。□ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を１１時から２０時までの間としました（酒類の提供を終日行わない場合を含む）。□ 各感染防止対策の実施と業種別ガイドラインの遵守をしています。　 特に次の取組について、徹底して行っています。・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）・ 手指消毒の徹底・ 食事中以外のマスク着用の推奨・ 換気の徹底□ 飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない。※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。要請期間（６月21日～７月11日）の要請協力開始日について、**いずれかに**チェックを入れてください。□令和３年６月21日(月)　　 □６月22日(火)　　 □６月23日(水) |
| 要請期間における営業時間を記入してください。休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。 | 　 　　：　　　～　 　　：　　 |
| 要請期間における酒類の提供時間を記入してください。終日、提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。 | 　　　：　　　 ～　 　 ：  |
| 中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望 | 中小企業で、１日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、**支援金の下限額（２万５千円/日）で申請される場合**、下記にチェックを入れてください。※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。　・1日当たり売上高を算出した年（2019年又は2020年）の６月と７月の売上台帳等の帳簿の写し・2020年の確定申告書「別表一（第一表）」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表一（第一表）」の写し・（法人）2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し・（個人）青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し□ 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。 |

**※　複数施設を申請する場合は、このページと次のページをコピーして使用してください。**